

# 議会改革特別委員会調査報告書

令和7年12月

那珂川町議会  
議会改革特別委員会



# 議会改革特別委員会調査報告書

令和4年12月定例会において議会改革特別委員会を設置し、調査・検討を進めてきた。  
その結果について、次のとおり報告する。

令和7年12月

那珂川町議会 議会改革特別委員会  
委員長 大金市美

## 目 次

1	議会改革特別委員会設置の経緯	1
2	議会改革特別委員会の構成	1
3	議会改革特別委員会小委員会の構成	1
4	調査検討事項	2
5	議会改革特別委員会の開催状況及び内容	3
6	議会基本条例の検証	7
7	議会業務継続計画（議会B C P）の策定	8
8	議会会期のあり方	9
9	I C Tの活用	9
10	議員定数の見直し	9
11	議員報酬の見直し	10
12	政務活動費の導入	11
13	終わりに	12
資料1	（議会基本条例の検証）	13
資料2	（議会B C P）	19
資料3	（町民からの意見）	26

## 1 議会改革特別委員会設置の経緯

地方分権が進展するなか、二元代表制のもと地方議会の果たす役割は、重要性を増してきている一方で、町民から議会活動が見えにくいとも言われている。議会活動の充実・強化を図ると共に、町民に開かれた議会であることが一層求められている。

那珂川町議会は、町民の付託に応えるため、また、町民の生活の向上と民主政治の発展に寄与するため、議会基本条例を検証し、新しい時代に即した議会のあり方などの調査検討を行うことを目的に、議会改革特別委員会を設置した。

## 2 議会改革特別委員会の構成

(設置時)

委員長	大金 市美	副委員長	鈴木 繁	
委 員	神場 圭司	矢後 紀夫	高野 泉	福田 浩二
	大金 清	川俣 義雅	小川 正典	益子 明美
	川上 要一	小川 洋一	益子 純恵	以上13名

(委員の異動)

令和7年10月14日 鈴木繁委員、益子純恵委員の議員失職

(報告時)

委員長	大金 市美	副委員長	小川 洋一	
委 員	神場 圭司	矢後 紀夫	高野 泉	福田 浩二
	大金 清	川俣 義雅	小川 正典	川上 要一
	益子 明美	以上11名		

## 3 議会改革特別委員会小委員会の構成

### (1) 第1小委員会

(設置時)

委員長	益子 明美	副委員長	川俣 義雅	
委 員	神場 圭司	高野 泉	大金 清	大金 市美
	益子 純恵	以上7名		

(委員の異動)

令和 6 年 8 月 21 日 益子明美委員長の委員長辞任

令和 7 年 10 月 14 日 益子純恵委員の議員失職

(報告時)

委員長	川俣 義雅	副委員長	高野 泉
委 員	神場 圭司	大金 清	大金 市美
	以上 6 名		益子 明美

## (2) 第 2 小委員会

(設置時)

委員長	川上 要一	副委員長	福田 浩二
委 員	矢後 紀夫	小川 正典	鈴木 繁
	以上 6 名		小川 洋一

(委員の異動)

令和 7 年 10 月 14 日 鈴木繁委員の議員失職

(報告時)

委員長	川上 要一	副委員長	福田 浩二
委 員	矢後 紀夫	小川 正典	小川 洋一
			以上 5 名

## 4 調査検討事項

(1) 議会基本条例を検証し、新しい時代と地域の実情に即した議会を目指す。

- ・議会基本条例の検証
- ・議会 B C P の策定
- ・議会会期のあり方
- ・I C T の活用

(2) 多様な人材の参画により、活性化された議会を目指す。

- ・議員定数の見直し
- ・議員報酬の見直し
- ・政務活動費の導入

## 5 議会改革特別委員会の開催状況及び内容

### (1) 議会改革特別委員会の開催状況

令和4年12月8日	12月定例会において議会改革特別委員会を設置 ・正副委員長の互選 委員長：大金市美、副委員長：鈴木 繁
12月8日	第1回委員会 ・小委員会設置（第1小委員会、第2小委員会） ・目的、調査内容確認について
令和5年3月28日	第2回委員会 ・各小委員会の調査項目及びスケジュール
6月8日	第3回委員会 ・各小委員会の進捗報告
9月19日	第4回委員会 ・各小委員会の進捗報告
11月27日	第5回委員会 ・各小委員会の進捗報告
12月7日	第6回委員会 ・各小委員会の進捗報告
令和6年3月13日	第7回委員会 ・各小委員会の進捗報告
6月6日	第8回委員会 ・各小委員会の進捗報告 ・研修会の開催について
9月18日	第9回委員会 ・各小委員会の進捗報告
12月5日	第10回委員会 ・各小委員会の進捗報告
12月26日	第11回委員会 ・原価方式による議員報酬の算定について
令和7年2月3日	第12回委員会 ・議員活動量調査結果について ・議員報酬の検討 ・スケジュールの確認

- 3月17日 第13回委員会
- ・議員活動量調査結果について
  - ・議員定数の検討
  - ・議員報酬の検討
- 4月16日 第14回委員会
- ・特別職報酬等審議会について
  - ・議員定数の検討
  - ・議員報酬の検討
  - ・政務活動費の検討
  - ・今後の進め方について
- 5月29日 第15回委員会
- ・議会基本条例の検証
  - ・議会B C P (案) の検討
  - ・議会会期のあり方の検討
  - ・I C Tの活用について
  - ・議会基本条例に基づく定数及び報酬見直しについて
  - ・今後のスケジュール確認
- 6月19日 第16回委員会
- ・今後のスケジュールについて
  - ・町民説明会の開催について
  - ・公聴会の開催について
  - ・参考人招致について
- 7月15日 第17回委員会
- ・定数及び報酬の見直しと町の財政  
企画財政課との意見交換
  - ・公聴会について
- 7月28日 第18回委員会
- ・参考人招致  
団体との意見交換 (4人)
- 8月6日 第19回委員会
- ・公聴会  
公募による公述人 (6人)
- 9月11日 第20回委員会
- ・町民説明会の開催について
- 9月27日 第21回委員会
- ・町民説明会  
定数及び報酬の見直しについての意見交換  
馬頭総合福祉センター、小川総合福祉センター

- 10月24日 第22回委員会  
・定数及び報酬の見直しについて  
委員会決定
- 11月18日 第23回委員会  
・議会改革特別委員会報告書（案）について

(2) 議会改革特別委員会小委員会の開催状況

【第1小委員会】

- 令和4年12月8日 第1回委員会において小委員会を設置  
・小委員会正副委員長の互選  
委員長：益子明美、副委員長：川俣義雅
- 令和5年2月21日 第1回小委員会  
・調査項目について  
議会基本条例検証、議会BCP策定、ICT活用等
- 5月16日 第2回小委員会  
・議会基本条例の検証方法  
・検証の進め方
- 6月14日 第3回小委員会  
・議会基本条例の検証
- 7月11日 第4回小委員会  
・議会基本条例の検証  
・議会BCP、ICT活用の先進事例について
- 8月22日 第5回小委員会  
・議会基本条例の検証  
・議会BCP、ICT活用について
- 10月26日 第6回小委員会  
・議会基本条例の検証
- 11月28日 第7回小委員会  
・議会基本条例の検証  
・議会BCP、ICT活用の先進地視察検討
- 12月25日 第8回小委員会  
・議会基本条例の検証  
・議会BCP、ICT活用の先進地視察検討
- 令和6年1月25日 先進地視察  
・議会BCP、ICT活用の先進地視察（那須町議会）

- 2月8日 第9回小委員会  
 ・先進地視察のまとめ  
 ・議会基本条例の検証
- 3月27日 第10回小委員会  
 ・議会基本条例の検証  
 ・議会BCPの策定
- 8月21日 第11回小委員会  
 ・議会BCPの策定
- 令和7年2月12日 第12回小委員会  
 ・議会BCPの策定
- 5月13日 第13回小委員会  
 ・議会基本条例の検証（まとめ）  
 ・議会BCPの策定（まとめ）  
 ・議会会期のあり方について（まとめ）
- 10月2日 第14回小委員会  
 ・議会BCPについて  
 総務課との意見交換

【第2小委員会】

- 令和4年12月8日 第1回委員会において小委員会を設置  
 ・小委員会正副委員長の互選  
 委員長：川上要一、副委員長：福田浩二
- 令和5年2月21日 第1回小委員会  
 ・調査項目について  
 定数、報酬の見直し、政務活動費検討等
- 5月17日 第2回小委員会  
 ・前期委員会の確認  
 ・県内の状況確認
- 6月15日 第3回小委員会  
 ・政務活動費の先進地視察検討
- 8月28日 第4回小委員会  
 ・政務活動費の先進地視察検討
- 10月6日 政務活動費の先進地視察（市貝町）
- 12月21日 第5回小委員会  
 ・先進地視察のまとめ
- 令和6年3月21日 第6回小委員会  
 ・議会基本条例の検証（定数・報酬）  
 ・スケジュールの見直しについて

7月3日	第7回小委員会 ・定数及び報酬の先進地視察検討
7月17日	定数及び報酬の先進地視察（那須町）
11月22日	第8回小委員会 ・定数、報酬、政務活動費の検討
12月9日	第9回小委員会 ・議員活動量調査の実施について
令和7年1月21日	第10回小委員会 ・議員活動量調査の実施 ・スケジュールの確認
2月18日	第11回小委員会 ・議員活動量調査結果確認 ・議員定数の検討
4月16日	第12回小委員会 ・定数及び報酬の見直しによる町民への説明について

## 6 議会基本条例の検証

那珂川町議会基本条例は、二元代表制と分権時代にふさわしい住民自治の視点から、議会運営に必要な基本事項を定めることにより、町民福祉の向上及び那珂川町の持続可能で豊かな町づくりの実現に寄与することを目的に、平成26年3月に制定された。

本条例は施行から約10年が経過し、各条文に規定されている内容について、これまでの町議会における取組と照らし合わせ、現在の状況を確認し、今後の方向性を明確化するため、議会基本条例の評価・検証を実施した。（評価・検証結果は「資料1」を参照。）

### (1) 検証・評価方法

検証の方法は、条文ごとに行うこととし、「取組状況」、「課題」、「今後の取組・対策」についてそれぞれ検証した。

評価については、達成の状況を4段階で評価した。

### (2) 検証・評価結果

議会基本条例の施行後、はじめての評価検証であったが、概ね達成できていることが確認できた。しかし、議会基本条例は、町民と議会をつなぐ重要な枠組みであるため、本検証を通して明らかになった課題に向き合い、改善を重ねていくことが必要である。議会の信頼性と透明性を高め、町民に開かれた議会を実現するため、引き続き取組を推進していくこととする。

なお、今後の議会基本条例の達成状況等については、議会運営委員会で検証することとする。

## 7 議会業務継続計画（BCP）の策定

那珂川町議会業務継続計画は、那珂川町地域防災計画及び那珂川町防災会議に基づき、風水害・地震や重大な感染症の拡大などの、緊急事態が発生した際ににおいても、議決機関として会議の迅速な意思決定及び議会の機能維持を図るため、災害等発生時における組織体制、議員の役割及び行動方針などを定めるため策定するものである。

なお、議会業務継続計画の策定にあたっては、総務課防災担当との協議を行ったうえで策定した。

### 【議会業務継続計画の構成】

目 次	内 容
(1) 議会業務継続計画の目的	・計画策定の目的
(2) 想定する災害等	・風水害、地震、原子力災害、感染症ほか
(3) 発動基準	・震度5弱以上の地震発生 ・町災害対策本部が設置されたとき ・議長が必要と認めたとき
(4) 災害発生時の行動原則	・議員、議会、議会事務局の行動原則
(5) 災害発生時の行動基準	・初動期、中期、後期の行動基準 ・議場代替施設
(6) 感染症発生時の行動基準	・感染症行動基準
(7) 参集及び活動時の留意事項	・交通手段、通信手段、参集体制ほか
(8) その他の災害行動基準	・議長が別に定める
(9) 運用及び見直し	・議会運営委員会が行う

※詳細については「資料2」を参照。

## 8 議会会期のあり方

議会会期のあり方では、通年議会の導入について、調査・検討を進めてきた。

通年議会のメリットは、災害や緊急事態等の、予算の補正を要する案件が発生した際に、議長の権限により議会がすぐに招集できることで、速やかな対応が可能となる。

しかし、那珂川町議会における現状は、年4回の定例会のほか、急を有する場合の臨時会等、議会運営に不都合が生じていないため、通年議会の導入については、引き続き議会運営委員会で、検討していくこととする。

## 9 ICTの活用

議会におけるICTの活用については、近年のデジタル技術の急速な進展とともに、議会の効率化、透明性向上、町民参加の促進を実現するため、ICTの積極的な導入が不可欠となってきている。

当町議会においては、第3期の議会改革特別委員会(H26.6～H30.3)でタブレット端末の導入について調査検討し、令和元年度に導入した経緯がある。

今期の議会改革においては、会議のオンライン化や、会議のWEB配信導入等について検討してきたが、現時点における必要性等を考慮し、今後も議会運営委員会において検討していくこととする。

## 10 議員定数の見直し

### (1) 経過

那珂川町の議員定数は、平成17年の合併当時の18人から現在の13人まで、段階的に5人削減してきた。しかし、今後も見込まれる人口減少や、少子化に加え、議員のなり手不足、町の財政状況などを考慮し、更に議員定数を削減する必要があるとしてする一方、議員定数を削減することで、町民の声が町政に届きにくくなることや、本会議や委員会における討議に必要な定数は確保すべきであるとし、適正な議員定数について調査・検討を重ねてきた。

#### 【議員定数の推移】

- ・平成18年（合併後） 18人
- ・平成22年 18人 → 15人（3人減）
- ・平成30年 15人 → 13人（2人減）
- ・令和7年（現在） 13人

## (2) 検討結果

議員定数の見直しについては、議会改革特別委員会における調査検討のほか、那珂川町議会基本条例に基づき、参考人招致、公聴会、町民説明会を実施し、幅広く町民から意見を聴いた。

町民からの意見には、定数を削減することにより、町民の声が町政に届きにくくなることや、議会機能の低下が懸念される等の意見があったほか、人口が減少していく中、定数削減はやむを得ない等の意見もあった。

議会改革特別委員会の検討結果としては、議員定数を削減しても議会の機能を損なうことなく、町民の付託に応えられるよう、議員一人ひとりの資質、能力の向上に努めるとし、議員定数を現在の13人から2人減の11人とすることとした。

## 1.1 議員報酬の見直し

### (1) 経過

那珂川町の議員報酬は、合併後、約20年間見直しが行われていないことや、現在の報酬額が県内町議会の中で、最低額であること。また、近年の物価高騰など、社会情勢の変化に対応していないことなどを理由に、報酬の増額を検討してきた。

全国的に議員のなり手不足が深刻化しているなか、全国町村議会議長会においても、令和6年5月に「町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議」を可決し、議員報酬の適正化を図っていくこととした。

### (2) 議員報酬額の算定

報酬額の算定にあつては、全国町村議長会で提言している、議員の活動量と首長の活動量を比較し、活動量に応じた適正な議員報酬額を算出する「原価方式」により算定した。

那珂川町議会議員一人ひとりの、令和6年における1年間の活動量を調査したところ、全議員の平均活動日数は117日となった。これを町長の活動量と給与の割合から、「原価方式」により算出すると、議員の報酬額は27万6千円となった。

#### 【原価方式による算定式】

議員活動量（平均値）117日	×	町長給料	=	議員報酬額
町長活動量	305日	72万円		<u>27万6千円</u>

### (3) 検討結果

議員報酬の見直しについても、議会改革特別委員会における調査検討のほか、那珂川町議会基本条例に基づき、参考人招致、公聴会、町民説明会を実施し、幅広く町民から意見を聴いた。

町民からの意見には、増額の算出根拠や、議員活動の不透明化により増額に反対する意見もあったが、現行の報酬額が低額であるため、5万円増ではなく、もっと増額すべきなどの意見が多く得られた。

また、報酬の増額には賛成するが、増額に見合った議員活動や、町民の声を町政に伝えてほしいとの意見もあった。

議会改革特別委員会の検討結果としては、町の厳しい財政状況を考慮したうえで、近年の物価高騰や社会情勢の変化への対応のほか、議会活動の多様化、なり手不足の解消を理由に、議員報酬額を、現行の22万円から、5万円増の27万円に増額することとした。

なお、議長及び副議長の割増額については、現行のとおり据え置くこととする。

#### 【議員報酬額】

役職	現行の報酬額	見直し後の報酬額	差額
議長	320,000	370,000	50,000
副議長	250,000	300,000	50,000
議員	220,000	270,000	50,000

単位：円／月

## 12 政務活動費の導入

政務活動費は、地方分権改革の議会力アップのために創設された制度で、議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、調査研究費等の一部を助成する制度であるが、全国的には政務活動費の不正受給が度々問題視され、議会に対する住民不信を招く要因となっている現状もある。

県内の町議会における政務活動費の交付については、条例を制定し、交付している町が7町で、交付額は月額8,000円から10,000円までの範囲、使途は資料購読料や研修会等への参加費が主なものとなっている。

那珂川町議会における議員活動は、原価方式の結果からも分かるように、議会改革の推進により、活動量が増えている傾向にはあるが、町への財政負担を考慮すると共に、議員報酬の範囲で効率的な議員活動が行えるよう、各議員において努力すべきとして、現段階で政務活動費の導入は行わないこととする。

### 13 終わりに

那珂川町議会における議会改革は、平成19年からの第1期議会改革以降、現代の多様化する社会課題や住民ニーズに対応した、より開かれた・信頼される議会を実現するため、さまざまな視点から見直しを行ってきた。

今期の議会改革特別委員会では、議員定数・報酬の適正化、議会基本条例の見直し、議会業務継続計画の策定など、多岐にわたる課題について調査・議論を行い、具体的な方針を決定してきたところである。

今後は、本報告書に基づき、継続的な点検・評価を通じて、より質の高い議会運営を目指していくとともに、住民の付託に応え、議会の役割を十分に果たすため、継続的な取り組みが必要不可欠である。

## 【資料1】

### 那珂川町議会基本条例の検証

#### ■評価段階(4段階)

A:概ねできている。 B:ある程度できている。 C:あまりできていない。 D:まったくできていない。 —:対象外

条項	条文	取組状況	課題	今後の取組・対策	評価
前文	(前文) 那珂川町民(以下「町民」という。)から直接選挙で選ばれた議員で構成される那珂川町議会(以下「議会」という。)は、同じく町民から選挙で選ばれた那珂川町長(以下「町長」という。)とともに二元代表制の下で、代表機関を構成し、相互に抑制と均衡を図りながら、町民の負託に応える活動をしなければならない。 (以下、略)	—	—	—	—
1	(目的) 第1条 この条例は、二元代表制と分権時代にふさわしい住民自治の視点から、議会運営に必要基本事項を定めることにより、町民の福祉の向上及び那珂川町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。	—	—	—	—
2	(議会の活動原則) 第2条 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、公平性、公正性及び透明性を重んじて町民の多様な意見を把握し、開かれた議会活動に努めなければならない。	・開かれた議会活動に努めている。	—	—	A
	2 議会は、町民本位の立場から、町政の執行状況を監視及び評価し、議会提案による政策立案等の機能強化に努めなければならない。	・町政の執行状況を監視及び評価することはある程度できているが、政策立案が十分にできている状況はない。	・政策立案に十分な知見が備わっていない。	・政策立案に関する研修会を設ける ・常任委員会の政策立案のための機能強化をしていく。	C
	3 議会は、常に町民の視点に沿った議会活動に努めなければならない。	・請願や一般質問等において町民の視点に沿った議会活動に努めている。	—	・今後も町民の視点に沿った議会活動を続ける。	A
	4 議会議長(以下「議長」という。)は、議会運営に関し、那珂川町議会傍聴規則(平成17年議会規則第2号)の定めるところにより、町民の傍聴の意欲が高まるよう、分かり易い視点、方法等で議会活動に努めなければならない。	・傍聴者の数は多くないが、ケーブルテレビの視聴を考えあわせれば、分かり易い視点、方法等で議会活動に務めている。 ※令和5年傍聴者数89人	・町民の傍聴意欲が高まる。 ・議長として傍聴規則によるところの議会活動ではない。	・「那珂川町議会傍聴規則(平成17年議会規則第2号)の定めるところにより、町民の傍聴の意欲が高まるよう、」を削除する。	A
	5 議会は、政策決定を行うとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めなければならない。	・決算審査特別委員会の審査及び常任委員会の所管事務調査などで、議会全体として政策評価に努めている。	—	・予算、決算審査、所管事務調査において、執行部へ回答を求めていく。	A

条項	条 文	取組状況	課 題	今後の取組・対策	評価
3	(議員の活動原則) 第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議機関であることを十分認識し、議員相互の自由かつ達な討議を重んじ活動するものとする。	・自由に討議する場を設けていない。	・討議という文言をどうするか。	・町(議会)の実情に合わせた文言(論議、議論)に変えていくことを前提に考える。 ・議論する場を委員会、全員協議会に設ける。	C
	2 議員は、町政の課題全般について、町民の意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の負託に応え活動するものとする。	・一人一人に関わる問題。	—	・自己研鑽に努める。	個々判断
	3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく町民全体の利益と福祉の向上を目指して活動するものとする。	・地域のことだけでなく、町全体のことを考えて一般質問等で取り組んでいる。	—	・今後も町民全体の利益と福祉の向上を目指して活動する。	B
	4 議員は、議会活動に関する情報を積極的に町民に公開し、町民に対する説明責任を十分に果たすものとする。	・議会報告会(町民と議会の意見交換会)の開催等、議会だより、ケーブルテレビで知らせている。	—	今後も積極的に情報を公開し町民に対する説明責任を十分に果たすように努力していく。	B
4	(町民の議会への参加) 第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底とともに、町民に対する説明責任を十分に果たすものとする。また、町民の多様な意見を把握し、議会活動に反映することができるよう町民の議会活動に参加する機会の確保に努めなければならない。	・議会だよりもモニター制度の復活もあり皆さんからの意見を聴いている。 ・議会報告会(町民と議会の意見交換会)、団体との意見交換会を開催に努めている。	—	・モニター制度を継続していく。 ・議会報告会(町民と議会の意見交換会)、団体との意見交換会を継続していく。	A
	2 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2に規定する学識経験者などによる専門的調査の活用並びに法第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度を活用して町民等の意見を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めなければならない。	・請願以外では、取組んでいない。	・学識経験者による研修会を行っているが、地方自治法に則った専門的調査を活用していない。	・今後の取組に対しては、議会や委員会において、必要があれば参考人制度の活用を検討して住民の皆さんの意見を聞く。	—
	3 議会は、請願及び陳情を町民等の政策提案と位置づけ、その審議において必要と認めるときは、提案者の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならない。	・積極的に請願者を招いて意見を聞く機会を設けている。	—	・陳情においても町民からの意見を積極的に聞く機会を設けていく。	A
	4 議会は、町民に対して議案等に対する各議員の意思を議会広報で公表する等、議員活動を的確に評価できる情報を提供するよう努めなければならない。	・議案の採決、質疑、答弁を載せているが、全てを載せているわけではない。 ・議案に対する反対、賛成の討論は載せていない。	・議会だよりに討論内容が載っていない。	・議会だよりに討論内容を載せるかどうか今後検討していく。	B
	5 議会は、議会費の使途を議会広報等により町民に公表するよう努めなければならない。	・議会費の使途を公表していない。	・議会費の使途を公表すべきかどうか。	・町民が知りたい内容を議会広報等により伝えるかどうか検討する。	D

条項	条 文	取組状況	課 題	今後の取組・対策	評価
5	(議会報告会) 第5条 議会は、町民の多様な意見を把握し、町政に反映しうる合議体としての特色を最大限に生かして、町民に対する議会報告会(意見交換会)を年1回以上開催しなければならない。	・年1回以上開催している。	・町民の参加者が増えない。 ・様々な世代の参加がない。	・議会報告会にとらわれず住民のニーズを把握していく。 ・報告会の形式そのものを変化していく。 ・真に住民との意見交換会となるよう報告会のあり方を考える。	A
	2 議会報告会(意見交換会)に関することは、別に定める。	—	—	—	
6	(委員会の公開) 第6条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会を原則公開とする。ただし、個人を特定する事案等の場合、非公開とすることができる。	・委員会を原則公開している。	—	—	A
	2 議会は、前項における会議の開催日時を事前に広く周知できるよう努めるものとする。	・掲示板のみで周知している。	・周知方法が足りていない。	・原則本会議と同様に委員会の開催日時をホームページ、ケーブルテレビで周知できるようにする。	
7	(議会と町長等の関係) 第7条 議会の本会議における議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一般質問については、一問一答の方式で行うものとする。	・一般質問は、一問一答で行っている。	—	—	A
	2 議長から本会議、常任委員会、特別委員会等への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して論点及び争点の明確化を図るため、議員に補足の説明を求めることができる。	—	—	—	
8	(町長による政策等の説明) 第8条 議会は、町長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて、政策水準の一層の向上を図るために、町長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。	・全員協議会で資料を求めている。 ・委員会で説明いただいている。	—	—	A
	2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて分かり易く政策別又は事業別施策の説明と、その資料を作成するよう求めることができるものとする。	・施策の説明と資料の作成を求めている。	—	—	
	3 議会は、町政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画にあっては、策定段階において内容の説明を求めることができるものとする。	・委員会等で説明をいただいている。	—	—	
9	(法第96条第2項の議会の議決事件) 第9条 法第96条第2項に規定する議会の議決事件は、那珂川町総合振興計画基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更に関することとする。	・議会に上程され議決されている。	—	—	A

条項	条 文	取組状況	課 題	今後の取組・対策	評価
10	(予算の確保) 第10条 議会は、二元代表制の主旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。	・予算は確保されている。 ・予算確保について議論されてこなかった。	—	・次年度予算について事前に全員協議会で議論する場を設ける。	B
11	(討議・討論による合意形成) 第11条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議長は議員相互間の討議が積極的に行われるよう努めるものとする。	・議員は議会を議論の場と十分認識し、議長はそのための場を設けている。	・条例の文言が分かりにくい。	・条文の文言を変更する「議会は」を「議員は」に改める。 ・議員間討議ができるように努める。	A
	2 議会は、委員会において、議案となる事項について審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くし、町民に対する説明責任を十分果たせるよう努めるものとする。	・委員会として議論は概ねできている。	—	・「十分」という文言を検討する。	A
	3 議員は、前項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。	・議案の提出はまったく行われていないわけではないが、あまりできていない。	・議案の提出をする意識が足りない。	・条文の文言を変更する「拡大するため」を「拡大し」に改める。 ・議員の意思統一の場を積極的につくる。	C
12	(議員の政治倫理) 第12条 議員は、その職責から高い倫理性が求められていることを自覚し、町民全体の代表者として品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。	・議員それぞれの認識。 ・姿形ではなく心の問題。	・日頃から心掛ける。	・日頃から心掛ける。	B
	2 議員の政治倫理の規範については、別に定める。	—	—	—	—
13	(最高規範性) 第13条 この条例は、議会運営に関する最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する他の条例及び規則その他の例規(以下「条例等」という。)を制定してはならない。	—	—	—	—
	2 議会は、議会に関する他の条例等の制定、改廃及び解釈に当たっては、最高規範であるこの条例に定める事項との整合性を図らなければならない。	—	—	—	—
14	(議員定数) 第14条 議員定数に関しては、那珂川町議会の議員の定数を定める条例(平成20年那珂川町条例第17号)で定めるところによる。	—	—	—	—
	2 議員定数を改正するに当たっては、行政改革の視点に立った上で、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。	・議会改革特別委員会において検討。今後、町民への説明及び意見交換等を実施予定。	・町民への周知、説明。	・条例改正に向けた準備。	A
	3 議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があつた場合を除き、改正理由の説明を付して議員が議長に提出する。	・議員発議により提出。	—	—	A

条項	条 文	取組状況	課 題	今後の取組・対策	評価
15	(議員報酬) 第15条 議員報酬に関しては、那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年那珂川町条例第39号)で定めるところによる。	—	—	—	—
	2 議員報酬を改正するに当たっては、行財政改革の視点に立った上で、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。	・議会改革特別委員会において検討。今後、町民への説明及び意見交換等を実施予定。	・町民への周知、説明。	・条例改正に向けた準備。	A
	3 議員報酬を改正する議案を提出するに当たっては、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があつた場合を除き、改正理由の説明を付して議員が議長に提出する。	・議員発議により提出。	—	—	A
16	(研修) 第16条 議会は、議員の資質及び政策立案能力の向上を図るため、議員自らが自己研さんに努めるとともに、専門知識の習得や先進事例の調査研究など幅広い研修の機会を設ける。	・議会全体で研修の機会を設けている。 ・先進事例の調査研究では議員。 ・全員での行政調査を行っている。	・専門知識を習得する機会が十分でない。	・専門知識を得る機会を設ける自己研鑽に努める。	B
	2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるために、選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修会を行うものとする。	・改選の1年後に実施。	・適切な時期に研修会が開かれていない。	・条例どおり行う。	C
17	(広報) 第17条 議会は、ケーブルテレビその他の多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会及び町政への関心を高めるよう議会広報活動の充実強化に努めるものとする。	・ケーブルテレビで定例会放送、ニュースなどで活用されている。 ・議会だより年4回発行。 ・モニター制度を活用し広報に努めている。	・ケーブルテレビ未加入世帯への周知方法 ICTの更なる活用方法。	・議会だより設置場所を増やす。	A
	2 議会は、町政に関わる重要な情報を議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。	・ケーブルテレビで定例会放送、ニュースなどで活用されている。 ・議会だより年4回発行。 ・モニター制度を活用し広報に努めている。	・ケーブルテレビ未加入世帯への周知方法 ICTの更なる活用方法。	・議会だより設置場所を増やす。	A
18	(図書) 第18条 議会は、議会活動に資する参考書等(以下「議会図書」という。)の整備を図り、これを議会及び議員活動の利活用の便に供する。	・新しい図書がないので活用されていない。 ・議会図書の購入について話し合う場がなかった。 ・インターネットの普及により図書以外で検索できる。	・新しい図書がない。 ・インターネットが活用されている。	・図書が必要か予算も含め全体で考えていく。	C
	2 議会図書は、議会事務局が適切な管理を行う。	・適正に管理されている。	—	—	A

条項	条 文	取組状況	課 題	今後の取組・対策	評価
19	(議会事務局の体制整備) 第19条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局機能の充実強化を図るよう努めるものとする。	・委員会独自、議会全体で条例提案することはできていない。	・機構改革に関して係の統合については知らされていなかった。	・議会事務局の体制に関するこについては、事前に議会に周知されるよう取り組む。	B
20	(継続的な見直し検討) 第20条 議会は、社会情勢の変化等を踏まえつつ、分権時代における地方議会のあり方を常に検証し、不断の議会改革をさらに推し進めるよう努めるものとする。	・課題があるときに議会改革特別委員会を設置していた。 ・不断の議会改革を推し進めることはある程度できている。	・「地方議会のあり方を常に検証」については不十分である。	・「地方議会のあり方」を常に検証しながら議会改革を推し進める。	B
	2 議会は、議会運営委員会等において検証の結果、制度の改善が必要と判断した場合は、速やかに適切な措置を講じなければならない。	・コロナ対応として質問時間や休憩時間など必要な措置を講じた。	—	—	A
	3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において改正の理由及び背景等を詳細に説明しなければならない。	・これまで条例改正はしていないので検証できない。	—	・今後改正していく場合には詳細な説明をしていく。	—

【資料2】

## 那珂川町議会業務継続計画 (BCP)

令和7年12月  
那珂川町議会運営委員会

## 1. 那珂川町議会業務継続計画の目的

- (1) 那珂川町議会業務継続計画（以下「議会 BCP」という。）は、那珂川町地域防災計画（以下「防災計画」という。）及び那珂川町防災会議に基づき那珂川町議会運営委員会が定める。
- (2) 地震・風水害や重大な感染症の拡大などの緊急事態（以下「災害等」という。）が発生した際ににおいても、議決機関として議会の迅速な意思決定及び議会の機能維持を図るため、災害等発生時における組織体制、議員の役割及び行動方針などを定める。

## 2. 想定する災害等

議会 B C P の対象とする災害は、次のとおりとする。

風・水害	・大規模な災害が発生する恐れがある場合又は大規模な災害が発生した場合
火災	・大規模な火災により多数の死傷者及び避難の必要が発生した場合
地震	・震度 5 弱以上の地震が発生した場合
原子力災害	・原子力防災管理者から栃木県を通じて町へ原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に定める通報又は同法第 15 条第 1 項に定める通報があった場合。 ・大規模な災害が発生するおそれのある場合又は大規模な災害が発生した場合
感染症	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言又は栃木県による緊急事態宣言が発令された場合
上記に定めのない災害	・大規模な災害又は爆発、テロ行為等により、災害の発生する恐れがある場合又は大規模な災害が発生した場合

## 3. 発動基準

- (1) 本計画の発動基準は、次のいずれかに該当する場合とする。
- ① 町内に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。（自動発動）
- ② 那珂川災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合又は議会 BCP の対象とする災害等であって那珂川町議会議長が必要と認めたとき。
- (2) 議長が不在の場合の意志決定は、次の順位で意思決定を行う。

第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	第 4 順位
副議長の職にある者	議会運営委員会委員長の職にある者	総務産業常任委員会委員長の職にある者	教育民生常任委員会委員長の職にある者

- (3) 発動基準に該当しない災害等であっても、各議員は、状況に応じてこの計画に準じて行動するものとする。

#### 4. 災害等発生時の行動原則

##### (1) 議員

- ① 那珂川町において災害等が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、各自が周辺の状況及び各種報道により状況を判断し、必要に応じて自身及び家族の身の安全を確保する。
- ② 議会事務局から安否確認があったときは、速やかに議会事務局に報告する。
- ③ 各地域において救助活動、避難所運営等、地域の活動に協力し、必要に応じて被災状況等を議会事務局へ報告する。
- ④ 防災計画に基づく災害対策本部の設置状況を確認する。
- ⑤ 関係職員が災害対応に専念できるよう、個人又は団体等で災害対策本部その他の執行機関の職員に対し、個別に情報提供を求めることが要望活動は行わないものとする。ただし、緊急と判断した場合はこの限りではない。

##### (2) 議会

- ① 災害対応状況や町民等の要望を踏まえ、議会運営委員会で調整のうえ、災害対策本部に対して要望等を行う。
- ② 災害対策本部と連携・協力し、国県その他の関係機関に対して要望等を行う。
- ③ 復旧・復興に向け、必要な予算等を速やかに審議するとともに、町民等の要望を踏まえ、復旧・復興が迅速に進むよう提言していく。
- ④ 監視機能と審議・議決機能を適正に執行するため、正確な情報収集に努める。
- ⑤ 議会開会中は、次のとおり協議又は行動する。
  - ア 本会議、委員会の休憩又は散会
  - イ 本会議、委員会の再開の可否
  - ウ 協議会の設置
  - エ 当面する議会日程及び議案審査の取り扱い
  - オ 議場又は委員会室内の被災者の救出・救助
  - カ 災害情報の収集

##### (3) 議会事務局

- ① 自身及び家族の身の安全を確保する。
- ② 議員及び事務局職員の安否を確認する。
- ③ 議場及び委員会室等の被災状況を確認する。
- ④ 事務局の通信機器類の稼働状況を確認する。
- ⑤ 災害対策本部の情報を収集し協議会へ情報提供する。

## 5. 災害等発生時の行動基準

### (1) 初動期（災害発生時）

- ① 議員は、議会事務局から安否確認があったときは、速やかに議会事務局に報告する。必要に応じて、家族の安否及び被災状況等を議会事務局へ報告する。
- ② 議長は、必要に応じて議会運営委員会を招集し、対応方針等を協議する。
- ③ 議長は、災害対策本部からの情報収集に努める。
- ④ 議員は、居住地域等において救援、救助活動を行うとともに、情報収集に努め、必要に応じて定期的に議会事務局へ状況報告を行う。
- ⑤ 議長は、議員からの要請、提言等を取りまとめ、災害対策本部へ提出する。
- ⑥ 議長及び副議長に事故があるとき又は議長及び副議長に欠員が生じたときは③（3）で定めた順位に従いそれぞれの職務を代理する。

### (2) 中期(発生から約 1 週間以内)

- ① 議長は、必要に応じて議会運営委員会を招集し、災害対策本部から収集した情報、調査結果等を共有するとともに、次の事項について協議する。
  - ア 稼働人員の確認
  - イ 今後の活動方針
  - ウ 活動スケジュール
  - エ 議員の派遣による調査の概要(調査場所、調査項目、調査方法等)
  - オ 議員の派遣による調査の役割分担(被災地、避難所等への派遣等)
- ② 議長は、必要に応じて議員を被災地、避難所等に派遣する。
- ③ 派遣された議員は、被災状況や避難所の状況等の調査を行い、調査結果を議長に報告する。
- ④ 議長は、調査結果を集約し、必要に応じて災害対策本部に報告する。

### (3) 後期(発生から約 1 週間以降)

- ① 議員は、議長の指示のもと、必要に応じて国県等の関係機関に対する要望等を調査し、結果を取りまとめる。
- ② 議長は、必要に応じて調査結果を集約し、災害対策本部へ要望等を行う。また、災害対策本部等と連携し、国県等の関係機関へ要望等を行う。

### (4) 議場代替施設

町役場庁舎に被害が発生し設備機能が停止した場合、議場その他議会活動に必要な施設の代替となる施設を災害対策本部と調整しながら検討する。

代替候補施設

第1候補 馬頭総合福祉センター

第2候補 小川総合福祉センター

## 6. 感染症発生時の行動基準

### (1) 基本となる行動基準

- ① 検温の実施等、体調管理を徹底し、風邪の症状等（37.5℃以上の発熱又は平熱と比べ1度を超える発熱、倦怠感などの体調不良）がある場合、不要不急の外出を控える。また、2日以上発熱等が続く場合又は当該感染症の初期症状として現れる症状がある場合は、登庁せず保健所等に相談及び議会事務局に報告する。
- ② 登庁した時は、検温記録シートへの記入を行う。
- ③ 役場内ではマスクを着用し、手をアルコール消毒し、密集、密接、密閉された場所を避ける。
- ④ 日々の行動を記録にとどめておく。
- ⑤ 会議室、控室等で物品を共用しない。
- ⑥ 食事をする時は、席の間隔をあけ、会話を避ける。
- ⑦ 移動制限が出ている都道府県へ行く場合は、議会事務局に届け、十分な感染防止対策を行う。
- ⑧ 本人や家族が、移動を制限している都道府県や海外に行く場合、一定の自宅待機期間を設けるよう要請される場合があるため、議会関連スケジュールに配慮して行動する。

### (2) 緊急事態宣言等の行動制限が行われている場合の行動基準

- ① 議員・議会活動は継続するが、可能な限りテレワークでの活動を行う。
- ② 執行部への対応は議会事務局を通して行う。
- ③ やむを得ない場合を除き、不特定多数の集まる会合等への参加は見合わせる。
- ④ 不要不急の外出自粛要請がなされている状況に配慮した行動をとる。

### (3) 「注意喚起期間」時における行動基準

- ① 十分な感染防止対策に心掛け行動する。

### (4) 自分が感染あるいは濃厚接触者となった時

- ① 速やかに保健所の指示に従い、議会事務局に報告する。
- ② 待機期間は、那珂川町職員の対応に準じる。

### (5) 身近な人が感染あるいは濃厚接触者となった時

- ① 速やかに保健所の指示に従い、議会事務局に報告する。
- ② 待機期間は、那珂川町職員の対応に準じる。
- ③ 不要不急な外出を控える。

## 7. 参集及び活動時の留意事項

### (1) 交通手段

- ① 交通手段については原則として自家用車とする。ただし、道路状況及び燃料の確保状況に配慮し、場合によっては徒歩、自転車、バイク等を利用する。

② 参集場所への移動が困難なときは、オンラインで参加することができるものとする。

(2) 服装・携行品

① 服装は作業服を基本とし、ヘルメットを着用するなど安全対策を講じる。

② 水、その他必要な備品等を各自準備し携行する。

(3) 通信手段

① 電話回線が使用可能である場合には、電話(携帯電話等含む)により連絡する。

② 必要に応じてタブレット端末を携行し、LINE、メール又は災害伝言ダイヤル等も活用する。

(4) 緊急措置

緊急事態に遭遇した際には、救援・救助活動等適切な措置を取る。

(5) 参集及び活動時の判断基準

自身・家族の被災又は住居等の被害			
無	有		
地域で活動	自身が被災	家族が被災	住居等のみ被災
	家族が被災家族等から状況を議会事務局へ連絡	応急手当等を行った後可能な場合は地域で活動	家族を避難させた後、地域で活動

(6) 参集体制

① 議長は、災害等が発生したときは直ちに登庁する。ただし、本人又は同居の家族等が被災した場合はこの限りでない。

② 副議長及び議会運営委員は、議長の指示により当庁する。

③ その他の議員は、議長の指示があるまでは、連絡体制を確立のうえ地域活動にあたる。

④ 議会運営委員会は、議長の判断によりオンラインで行うことができる。

## 8 その他の災害に対する行動基準

爆発、テロ行為など未知の危機事象については、議長が別に定める。

## 9 議会 BCP の運用及び見直し

(1) 災害等の発生を想定した参集訓練や安否確認、オンライン会議、情報伝達訓練を定期的に実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の習得を図るよう努める。

(2) 町をはじめ、自治会や自主防災組織が行う各種防災訓練等に積極的に参加する。

(3) 防災訓練等の実施により、議会 BCP の実行性を確認し、新たに発見された課題や内容等に変更の必要が生じた場合は、議会運営委員会で検討し改正する。

## 災害状況報告書

※議員本人が確認した事案に限る。

那珂川町議会

### 災害要因：

議員名	
内容区分	報告 · 緊急 · 要請 · 要望
報告日時	令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
災害発生日時	令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 (または) 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 頃
災害発生場所	※ 地名、隣接道路名、目印となる建物や看板等を具体的に。図示も有用。
被災区分	① 人的 ② 建物〔居宅・工場/作業場・その他〕 ③ 道路〔通行不可・崩落・陥没・その他〕 〔県道・町道・農道・林道・その他〕 ④ 土砂〔地滑り・がけ崩れ・法面・その他〕 ⑤ 洪水浸水〔床上浸水・床下浸水・道路冠水・農地冠水・ 越水(堤防越えの氾濫)・溢水(堤防がない場所の氾濫)〕 ⑥ 堤防決壊〔那珂川・武茂川・籌川・その他〕 ⑦ 倒木柱〔倒木・電柱・NTT柱・その他〕
被災の状況	
《議会事務局記入欄》	
情報受領	月 日 午前・午後 時 分 議員から 町災害対策本部から
情報提供	月 日 午前・午後 時 分 議員へ 町災害対策本部へ

## 【資料3】 参考人招致・公聴会・町民説明会における町民からの意見

### 1 参考人招致

(議員定数)

- ・人口が減少していく中、定数の削減はやむを得ない。

(議員報酬)

- ・長年報酬の見直しが行われていないので、報酬額を増額すべき。
- ・最低賃金の上昇を見ても、増額は必要である。
- ・物価高騰、社会情勢の変化を考慮すれば、もっと増額しても良いのではないか。
- ・生活できる報酬額でなければ、なり手が今以上にいなくなるのでは。
- ・報酬額を増額し、報酬に見合った議員活動をすべき。
- ・今後も継続的に見直しが必要ではないか。

### 2 公聴会

(議員定数)

- ・人口の減少とともに、定数は削減すべき。
- ・当町は集落が広範囲に点在しているので、現状の定数は確保すべき。
- ・定数を削減すると、町民の声が町政に届きにくくなる。
- ・人数ではなく、議員の質が大切。

(議員報酬)

- ・20年間見直しをしていない、県内で最低額、物価高騰など、報酬額を上げるべき。
- ・職員等の給与は、上がっている。議員報酬も上げるべき。
- ・議員の任期ごとに見直しをすべき。
- ・5万円は上げすぎ。3万円が妥当である。
- ・報酬額算出の根拠があいまいである。
- ・議会活動が評価されていない。

### 3 町民説明会

(議員定数)

- ・議員定数が減っても、町民の声を聴いてほしい。
- ・人口減少と議員定数は別に考えるべき。

(議員報酬)

- ・根拠もしっかりとっているので、提案のとおり報酬を増額すべき。
- ・なり手不足解消のためにも、報酬の増額は必要。
- ・議員の質が向上するのであれば、報酬は増額すべき。
- ・報酬の増額により、町の財政負担を増やすべきではない。
- ・報酬ではなく政務活動費を導入してはどうか。